

大阪歯科大学看護学部保護者会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は、大阪歯科大学看護学部保護者会と称し、大学と看護学部学生の保護者との連絡を親密にし、教育の実績を上げることがを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪歯科大学看護学部置く。

(会員)

第3条 本会は、大阪歯科大学看護学部学生の保護者を会員として組織する。

(役員)

第4条 本会に次の各号に規定する役員を置き、その任期は1か年とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 総会で選出された幹事 若干名

(2) 幹事会で選出された幹事長、副幹事長及び監事 各1名

(3) 幹事会で選出された常任幹事 若干名

(役員職務)

第5条 役員職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 幹事長は、会務を総理し、本会を代表する。

(2) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 常任幹事は、本会の事務を処理する。

(4) 監事は、経理事務を指導監査し、その結果を総会に報告するものとする。

(事業)

第6条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 学生の学習活動の援助

(2) 教育環境整備の援助

(3) 本会が必要と認める事業

(会合)

第7条 本会の会合は、次のとおりとする。

(1) 総会は、毎年1回開催する。

(2) 各学年又は地域毎に懇談会等を開く。

(3) 必要に応じて、幹事会、常任幹事会を開く。

(会計)

第8条 本会の会計は、次の各号のとおりとする。

(1) 本会の経費は、原則会費によるものとする。

(2) 会費は、学生1名につき毎学年20,000円とする。新入会員は、入会金5,000円を納入するものとする。

(3) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(4) 既納の会費は、返還しない。

(細則)

第9条 会務運営のため、役員協議の上、細則を設けることができる。

(会則の改正)

第10条 この会則の改正を要するときは、幹事会の決議により、総会の承認を経なければならない。

附 則

この会則は、2024年4月2日から施行する。